

乾しいたけ種駒助成 申請がより早く可能に

申・問 林業水産課 林業係 ☎72-5198

令和5年の植菌シーズンから、より早く「乾しいたけ種駒助成」が申請できるようになりました。種駒2万駒以上の購入が証明できる領収書・購入証明書などがあれば、種駒購入後すぐに申請が可能です（これまで植菌完了後の申請）。



対象者 市内に住所を有し、今年1月以降で2万駒以上購入した乾しいたけ生産者
※原則「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出している生産者に限ります。

対象品種 低温菌品種および中温菌品種
補助金額 低温菌品種1.5円/駒
中温菌品種1.0円/駒
※これまでの助成より0.5円増額

提出書類 ①補助金等交付申請書
②令和5年種駒購入実績報告書
③種駒購入数と品種が証明できる領収書・購入証明書（申請月を含む6か月以内のもの）など
④振込口座の写し（口座登録済みの方は不要）
※①②の書類は提出先にて配布します。

提出先 本庁林業水産課または各総合支所
※随時申請を受け付けます。

世界農業遺産に 関連した活動をする 団体を募集します

申・問 農政課 農政係 ☎72-5167

国東半島宇佐地域世界農業遺産に関連した地域活性化や農耕に関する伝統文化を応援する「地域活力支援事業」に取り組む団体を募集し、その活動費用を補助します。
※令和4年度から3回目以降の申請も可能になりました。

対象事業
次の①②のいずれかで、令和6年3月31日までに完了する事業であること。

①世界農業遺産に関連する地域の自主的な活動
（例：ウォーキングコースの開発、観光周遊コースの開発、特産品を使った商品開発、生物多様性保全のための

事業など）
②農耕文化に関する伝統文化継承
（例：農耕に関する伝統文化などの実施に必要な備品の購入・修繕など）

対象者 市内に活動拠点のある団体や企業
※個人（個人経営）、宗教活動や政治活動を目的とする団体などは除く。

補助金額 30万円以上50万円以内
※営利目的の場合は2分の1以内
申請期限 3月31日（金）
※書類審査、審査会を行い5月下旬に事業採択予定です。
※申請書は農政課窓口または市ホームページで入手できます。



軽自動車などの廃車・名義 変更の手続きはお済みですか

問 税務課 市民税係 ☎72-5156

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で軽自動車など（軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪小型自動車）を所有している方に納めていただく税金です。廃車・滅失されている方は廃車手続き、譲渡されている方は名義変更の手続きが必要です。また、所有者（納税義務者）が死亡された場合は、新たにその車両を使用する所有者（納税義務者）の名義に変更してください。

各手続きが行われていない場合は引き続き課税されますので、3月31日までに手続きをお済ませください。

手続きの届出場所
車種ごとに届出先が異なりますので、ご注意ください。

原付（125cc以下）・小型特殊など
本庁税務課または各総合支所

四輪の軽自動車
大分県軽自動車協会（☎097-524-0222）

二輪の小型自動車（126cc以上）
九州運輸局大分運輸支局（☎050-5540-2087）

マイナンバーカードの 取得はお済みですか

問 政策企画課 デジタル化推進係 ☎72-5161

マイナポイントの対象となるマイナンバーカード申請期限が、今年2月末まで延長されました。まだカードをお持ちでない方は、お早めに申請してください。

期間限定特典について

昨年（令和4年4月～12月末まで）マイナンバーカードを新規申請した方には、市指定ゴミ袋などの特典を差し上げています。今年2月末までにカードを受け取った方が対象です。対象の方はお早めの受け取りをお願いします。

臨時開庁について

マイナンバーカードの申請や受け取りをする方のために、市役所本庁や各総合支所で、平日の夜間・休日に臨時

開庁を行っています。詳しい日程は、市ホームページをご覧ください。市民健康課戸籍住民係（☎72-5166）までお問い合わせください。

出張申請もできます

会社や団体などで申請者が複数いる場合や、申請者の外出が難しい場合などは、出張申請も行っています。ご指定の場所（会社や公民館、ご自宅など）に市職員がお伺いし、その場でカード申請ができます。お気軽に政策企画課デジタル化推進係（☎72-5161）までご連絡ください。

※マイナンバーカードの申請は市役所本庁や各総合支所の窓口、スマートフォンなどでも可能です。



今年10月1日から消費税の インボイス制度が開始されます

問 活力創生課 商工労政係 ☎72-5183

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額などを伝えるために導入されるものです。

事業者の対応としては、必ずしも新しくインボイスという書類を一から作成しなればならないわけではなく、これまでの請求書などに「登録番号」などの記載事項を追加

する必要があります。また、インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であり、登録を受けるかどうかは各事業者の取引状況や事業実態を踏まえて検討することとなります。

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。制度開始からインボイス発行事業者となるための申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

制度の詳細は国税庁ホームページをご覧ください。市役所本庁や各総合支所（☎0120-205-553）にお問い合わせください。



2月25日（土）、26日（日）は 鶴川商店街「鶴川ぐるり」へ

問 活力創生課 地域支援係 ☎72-5175

現在、鶴川商店街の旧ハローワーク跡地に観光や地域振興の拠点となる施設を整備中です（3月完成予定）。この整備に合わせ、商店街周辺の魅力を向上させる「鶴川商店街周辺観光拠点推進プロジェクト」がスタートしました。プロジェクトの最初の取り組みとして、2月25日（土）の夜から翌26日（日）の午前中にかけてイベント「鶴川ぐるり」を開催します。

※イベントの内容は変更となる場合があります。
※プロジェクトメンバーを募集しています。ご興味のある方は活力創生課地域支援係にお問い合わせください。



鶴川商店街周辺拠点施設イメージ図

25日（土）午後6時～

桜八幡神社周辺のライトアップ、お得な飲食店チケットの販売、ジャズバンド演奏など

26日（日）午前5時30分～

ぐるりマルシェ（鮮魚や農産物の朝市）、商工会有志による炊き出し、モーニング（朝食）販売、日の出鑑賞会など